

平成24年離農農家の保有農地の権利移動状況調査結果の概要

平成26年1月
北海道農政部
農業経営局農地調整課

1 調査の趣旨等

(1) 調査の趣旨

道では、道内における離農に伴う農地の権利移動の実態を把握するため、「離農実態調査」を昭和45年以降毎年実施しています。

なお、平成16年の調査から、離農農家が保有していた農地全体の離農に伴う権利移動等の状況を詳細に把握するため、調査対象の拡大を行うとともに、調査の趣旨がより適切に表現されるよう調査名称を変更しています。

(2) 調査対象

調査の対象とした離農農家は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までに農地法又は農業経営基盤強化促進法の適用を受けて、その保有する農地又は採草放牧地の全部又は一部の権利移動(以下「処分」という。)をして、又は全地未処分のまま農業を廃止した農家としています。

ただし、全地未処分のまま農業を廃止した農家については、農地の権利移動がないため、日頃の農業委員会等活動の中で情報収集したものであるため、留意してください。

2 調査結果の概要

(1) 離農農家の状況

ア 離農農家戸数は、全道で746戸で、前年より7戸増加しています。

このうち個人農家は728戸、1戸1法人農家が12戸、2戸以上法人は6戸となっています。

イ 離農農家の保有農地面積は9,605haで、前年より314ha増加し、1戸当たりでは、12.9haで、前年より0.3ha多くなっています。

ウ また、保有筆数は、1戸当たり12.7筆で、規模が大きくなるにしたがって増加しています。

エ 振興局別では、上川及び空知の離農が多く、全体の49%を占め、経営形態別では稲作が46%となっています。

オ 経営規模別では、10ha未満の経営規模の農家が65%となっています。

カ 年齢別では、60歳以上が76%で、65歳以上では57%を占めています。

キ 離農の理由は、後継者問題が多く全体の49%、次いで労働力不足の24%となっています。

(2) 農地の処分状況

ア 離農農家が年内に処分した面積は8,530ha(保有面積の89%)で、前年より597ha増加しています。

イ また、離農農家746戸のうち、農地の全部を処分した農家は667戸(7,786ha)、一部だけ処分した農家は54戸(1,309ha)、全く処分しなかった農家は25戸(510ha)となっています。

ウ 離農農家が年内に処分しなかった面積は1,022ha(保有面積の11%)で、前年より293ha減少している一方、前年までの未処分農地の累計面積は、前年より634ha減少し(処分され)、3,100haとなっています。

- エ この結果、平成24年の未処分農地面積の累計面積は、前年までの未処分農地面積3,100haに、平成24年に新たに発生した未処分農地1,022haを加え、4,122haとなっています。
- オ 未処分の理由は、次年度以降処分とする者が多く、全体の41%となっています。
- カ 農家に処分された農地面積の72%(6,178ha)は、引受先の85%(1,035戸)を占める農家に引受されています。そのうちの80%は個人農家に、20%は農業生産法人に引受されています。
- キ 非農家に引受けされた農地面積の98%(2,295ha)は、農地保有合理化法人等(農地利用円滑化団体を含む。)となっています。
- ク 農地の処分形態を適用法令別にみると、農地法第3条によるものが1,477ha(18%)、農業経営基盤強化促進法によるものが6,916ha(82%)となっています。
- ク 権利の種類別では、所有権移転が4,545ha(54%)、賃借権の設定等が3,848ha(46%)となっています。

離農戸数及び年内処分面積の推移

(単位:戸、ha、ha/戸)

年	離農戸数	離農時保有 農地面積	年内処分		
			1戸当たり	農地面積	1戸当たり
H20	909	10,188	11.2	9,205	10.1
21	692	8,023	11.6	7,519	10.9
22	636	7,589	11.9	6,727	10.6
23	739	9,291	12.6	7,933	10.7
24	746	9,605	12.9	8,530	11.4

平成24年離農農家の保有 農地の権利移動状況調査

目 次

I	調査目的及び調査方法等	1
II	調査結果の概要	2
1	離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積	2
2	振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積	5
3	離農農家の経営形態及び経営規模	7
4	離農農家の年齢	9
5	離農の理由	11
6	農地の処分状況	12
7	処分農地の引受先	14
8	処分農地の適用法令別及び権利の種類別処分形態	18

平成26年1月

北海道農政部農業経営局農地調整課

I 調査目的及び調査方法等

1 調査目的

この調査は、平成24年に離農農家が保有していた農地の権利移動状況等を調査することにより、離農農家の経営形態、経営規模及び離農理由等の状況を把握するとともに、今後の農地の利活用等に資することを目的とする。

2 調査対象農地

- (1) 平成24年1月1日から平成24年12月31日までの間に離農した農家の農地
- (2) 平成23年以前に離農した農家の未処分農地(平成24年に離農した農家がない場合も調査の対象とする。)

3 調査方法

農業委員会等(農業委員会を設置していない市町村を含む)が農地の権利移動に係る許可事務等で把握している離農農家及び過去に離農し未処分農地を保有している者を対象に調査した。

4 調査内容

- (1) 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積
- (2) 振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積
- (3) 離農農家の経営形態及び経営規模
- (4) 離農農家の年齢
- (5) 離農の理由
- (6) 農地の処分状況
- (7) 処分農地の引受先
- (8) 処分農地の適用法令別及び権利の種類別処分形態

5 定義及びその他

(1) 離農農家

離農農家とは、平成24年(1月～12月)に農地法又は農業経営基盤強化促進法等の適用を受けて、その保有する農地又は採草放牧地の全部又は一部を処分して、又は未処分のまま農業を廃業した経営耕地面積30アール以上の個人農家及び農業生産法人とした。

(2) 経営形態

経営形態は、販売収入(農業粗生産額)第1位部門の作目によって決めるものとし、次の6形態とした。複合経営の場合も主たる経営形態で次のいずれかを選択した。

① 稲作、② 畑作、③ 野菜、④ 果樹・花き、⑤ 酪農、⑥ 畜産

(3) 採草放牧地の扱い

この調査では、便宜的に農地に含めた。

(4) 自留地

離農後、処分しないで自家菜園的に保有する小面積の土地

(5) 経営主の年齢

ア 離農農家……離農時の満年齢(法人については、便宜的に代表者の満年齢)

イ 引受農家(処分農地を引受けた農家)……引受時の満年齢(法人については、便宜的に代表者の満年齢)

(6) 農地の処分形態による農家の区分

ア 全地処分農家…未処分農地がない農家(自留地があっても未処分農地がない限り、全部処分されたと見なす。)

イ 一部処分農家…処分農地と未処分農地がある農家(自留地の有無は問わない。)

ウ 全地未処分農家…処分農地及び自留地がない農家

エ 全地未処分自留地農家…処分農地及び未処分農地がなく、全て自留地として保留している農家

(7) その他留意事項

平成15年までは、離農した年のうちに自らの保有農地の全部又は一部を処分した農家のみを調査対象としていたが、平成16年以降は、農地を全く処分しなかった農家も含めた。

なお、農地を全く処分しなかった農家は、農地の権利移動がないため、日頃の農業委員会等活動を通じて情報収集に努めた。

II 調査結果の概要

1 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積

平成24年の離農戸数は746戸で、その保有農地面積は9,605ha、このうち年内に処分した面積は8,530ha

- 平成24年の全道の離農戸数は746戸、離農時の保有農地面積は9,605haで、前年より7戸、314ha増加している。
- このうち、離農年内に処分された面積は8,530haで、前年より597ha多く、保有面積の89%を占めている。
離農農家1戸当たりで見ると、保有農地面積は12.9haで、このうち年内に処分された農地面積は、11.4haとなっている。

表1 離農戸数、離農時保有農地面積及び年内処分農地面積の推移

(単位: 戸、ha)

	離農戸数	離農時保有農地面積	年内処分農地面積	離農農家1戸当たり	
				離農時保有農地面積	年内処分農地面積
S45	4,706		29,131.0		6.2
50	2,537		11,936.6		4.7
55	1,415		6,269.7		4.4
60	1,316		7,942.1		6.0
H2	1,739		11,850.3		6.8
7	1,186.0		10,413.9		8.8
12	1,134		12,432.3		11.0
17	915	9,400.4	8,478.0	10.3	9.3
19	1,095	10,926.5	9,593.4	10.0	8.8
20	909	10,187.5	9,204.8	11.2	10.1
21	692	8,022.9	7,519.4	11.6	10.9
22	636	7,589.2	6,727.4	11.9	10.6
23	739	9,291.0	7,933.4	12.6	10.7
24	746	9,605.0	8,530.0	12.9	11.4
H24-23	7	314.0	596.6	0.3	0.7
H24/23	100.9	103.4	107.5	102.2	106.9

(注)1 平成24年の離農戸数746戸の内訳

個人農家728戸、1戸1法人12戸、2戸以上法人6戸

全地処分農家667戸、一部処分農家54戸、全地未処分農家25戸

2 平成24年の保有農地9,605.0haの内訳

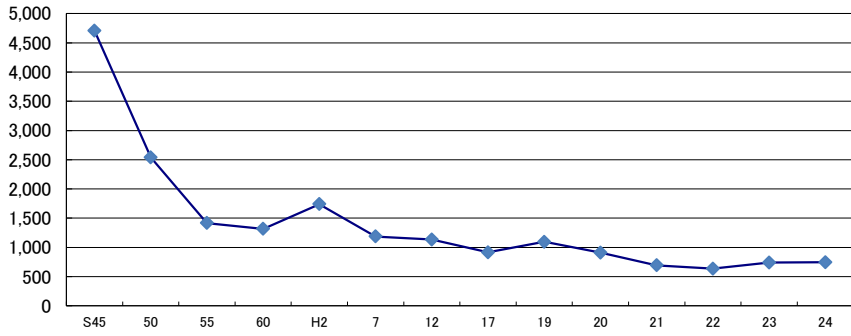
処分農地8,530.04ha、未処分農地1,022.38ha、自留地52.54ha

3 離農時保有農地面積は、離農農家が離農時に保有していた全ての農地所有地、借入地及び貸付地の合計

4 年内処分農地面積には、平成23年以前に離農した農家が24年に処分した農地面積は含まれない。

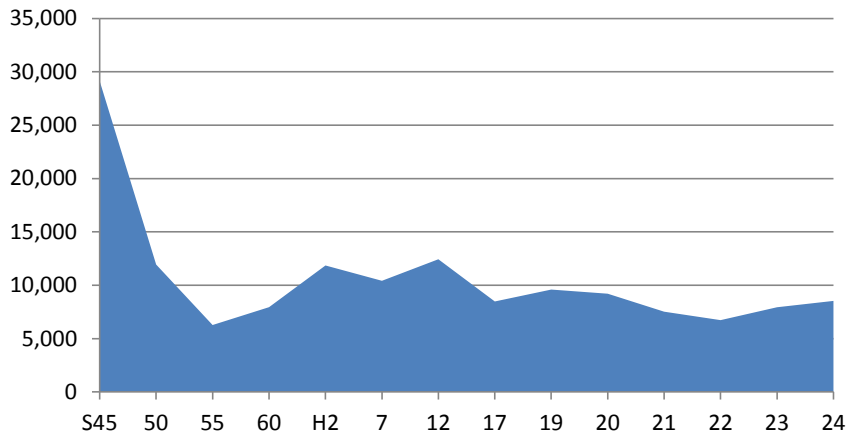
(戸)

図1-1 離農戸数の推移



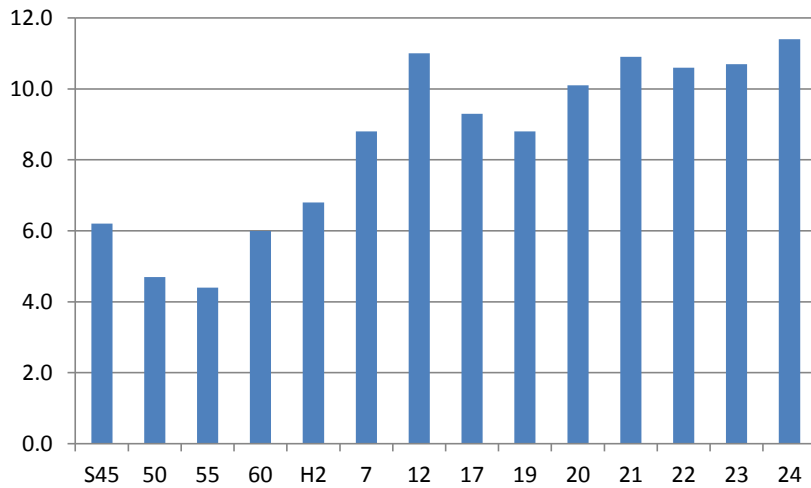
(ha)

図1-2 離農に伴う年内処分農地面積



(ha)

図1-3 離農農家1戸当たり年内処分農地面積



(農地の筆数)

離農農家1戸当たりの保有農地は 12.7筆

- 離農農家の平均保有筆数は12.7筆で、経営形態別には、稲作8.0筆、畑作14.0筆、野菜8.2筆、果樹・花き3.8筆、酪農25.1筆、畜産16.2筆となっている。
- 経営規模別では、1ha未満の離農農家は2.5筆であるが、規模が大きくなるにしたがって増え、30～50ha以上では28.2筆、50ha以上では35.1筆となっている。

図1-4 経営形態別に見た離農農家の農地の保有筆数(H24)

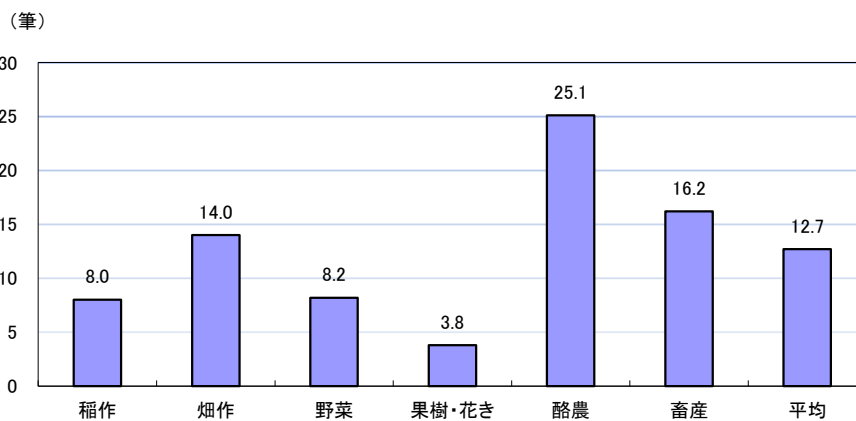
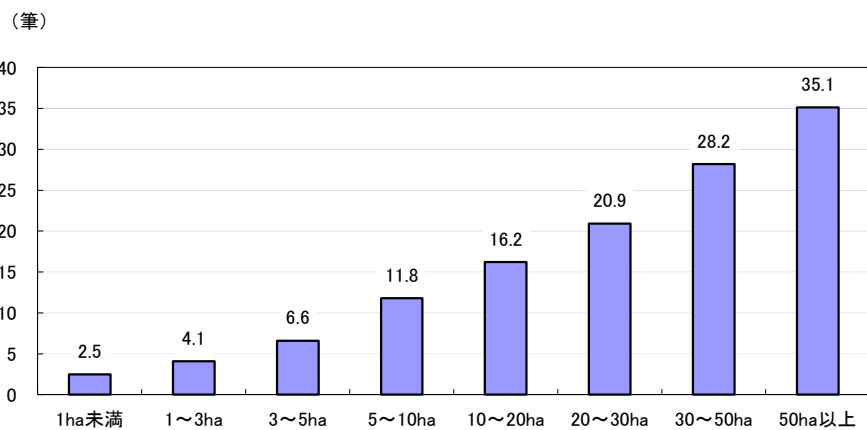


図1-5 経営規模別に見た離農農家の農地の保有筆数(H24)



2 振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積

離農農家の49%は、上川と空知の農家

- 離農農家は、上川が191戸と多く、次いで空知の177戸と、この2局で全体の49%を占めている。
- 保有農地面積は、十勝が1,971haと最も多く、次いでオホーツクの1,575haと、畑作地帯が多くなっている。
- 処分面積においても、十勝が1,723haと最も多く、次いでオホーツクの1,293haとなっている。
- 離農農家1戸当たりの処分面積は、宗谷が57.3ha、釧路は45.5ha、根室は41.1haと、酪農地帯で大きくなっている。これに対し、石狩、檜山、後志は5ha以下と小さい。

表2 振興局等別の離農戸数と処分農地面積

(単位:戸、ha)

振興局	離農戸数				保有農地面積			処分農地面積		
	22年	23年	24年	うち農地 処分戸数	22年	23年	24年	22年	23年	24年
空知	153	195	177	176	875.0	1,138.1	957.1	854.2	1,104.1	926.1
石狩	48	48	39	34	216.8	228.6	133.9	202.9	214.5	117.7
後志	24	33	37	34	162.2	202.5	211.1	127.1	156.5	177.3
胆振	9	15	11	10	84.4	139.0	154.0	82.1	133.6	143.0
日高	19	22	27	27	285.3	152.8	237.3	283.6	152.4	236.9
渡島	19	14	7	7	78.6	17.8	36.7	14.7	16.8	35.5
檜山	8	1	7	6	69.0	7.4	40.7	60.4	7.1	29.1
上川	198	200	191	190	1050.7	1,518.3	1,117.9	1010.7	1,464.6	1,096.3
留萌	14	21	18	18	71.1	329.2	157.4	66.0	325.7	141.5
宗谷	8	10	10	10	519.4	559.5	573.9	448.3	418.8	572.7
オホーツク	51	73	85	82	879.1	1,183.6	1,574.6	833.6	1,159.6	1,293.8
十勝	47	64	90	86	1091.3	1,717.1	1,970.6	905.4	1,374.9	1,722.7
釧路	12	17	24	23	571.4	717.5	1,152.5	336.1	570.2	1,092.0
根室	26	26	23	18	1634.9	1,379.6	1,287.3	1502.4	834.6	945.5
全道	636	739	746	721	7589.2	9,291.0	9,605.0	6727.4	7,933.4	8,530.0

(戸)

図2-1 振興局別の離農戸数の推移

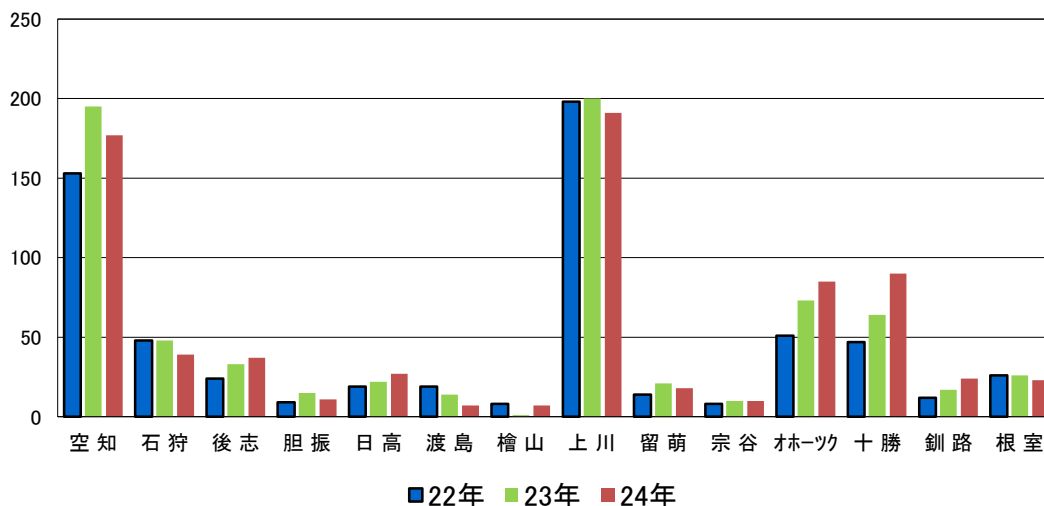


図2-2 振興局等の離農戸数の割合(H24)

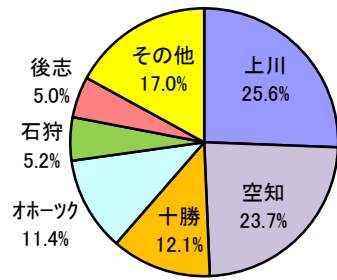


図2-3 振興局別の処分農地面積の割合(H24)

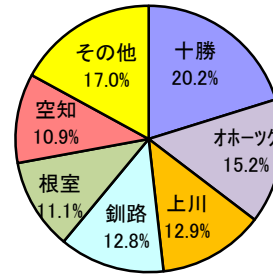


図2-4 振興局別の処分農地面積の推移

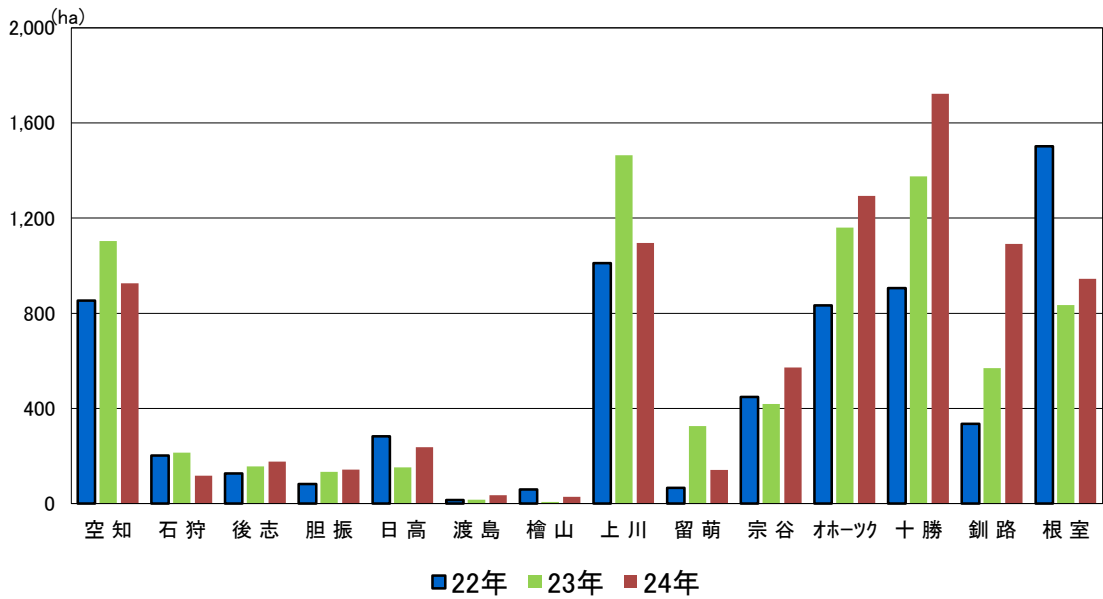
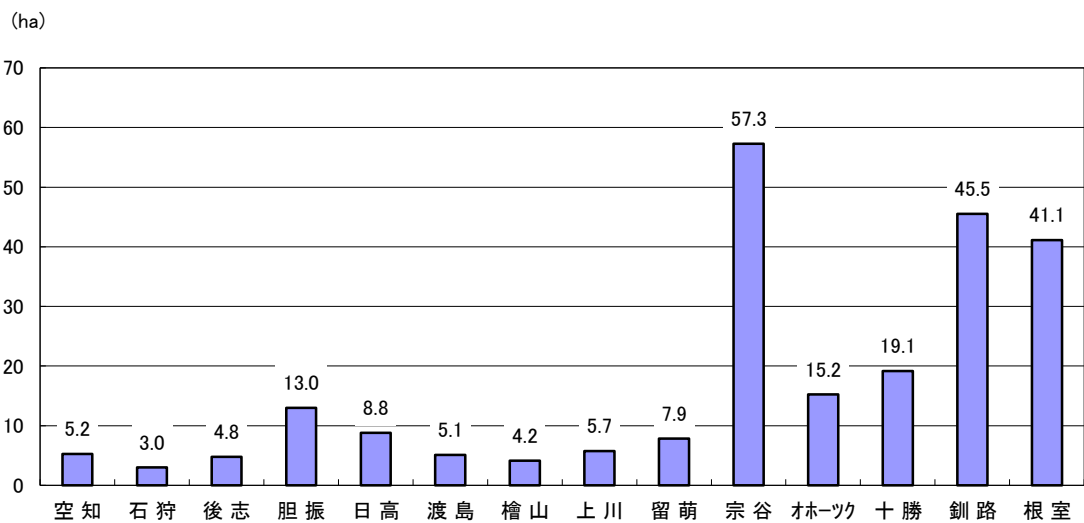


図2-5 振興局別の離農農家1戸当たり処分農地面積(H24)



3 離農農家の経営形態及び経営規模

離農農家の46%は稲作農家、次いで26%が畑作農家

- 離農農家を経営形態別にみると、稲作が46%、次いで畑作の26%、酪農の16%となっている。
- 保有農地面積では、酪農が48%と大きく、次いで畑作の26%、稲作の18%となっており、1戸当たりでは、酪農が39haと大きく、次いで畜産の15ha、畑作の13haとなっている。
- 処分農地面積では、酪農が46%と大きく、次いで畑作の26%、稲作の19%となっており、1戸当たり面積では、酪農が33haと大きく、次いで畜産の14ha、畑作の12haとなっている。

表3 離農農家の経営形態別離農戸数及び処分農地面積等(H24)

	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	計
離農戸数	343 (46.0)	195 (26.1)	38 (5.1)	11 (1.5)	119 (16.0)	40 (5.4)	746 (100.0)
保有農地面積	1,713 (17.8)	2,452 (25.5)	217 (2.3)	29 (0.3)	4,616 (48.1)	579 (6.0)	9,605 (100.0)
同 1戸当たり	5.0	12.6	5.7	2.6	38.8	14.5	12.9
処分農地面積	1,640 (19.2)	2,241 (26.3)	191 (2.2)	17 (0.2)	3,884 (45.5)	556 (6.5)	8,530 (100.0)
同 1戸当たり	4.8	11.5	5.0	1.5	32.6	13.9	11.4

(単位:戸、ha)

(注) カッコ内は全体に対する割合である。

図3-1 離農戸数の経営形態の割合(H24)

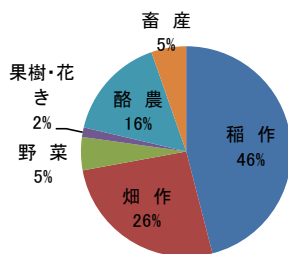


図3-2 保有面積の経営形態別の割合(H24)

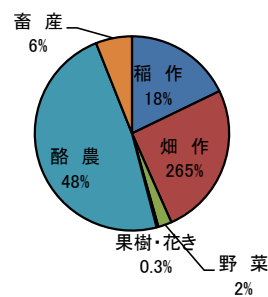


図3-3 処分面積の経営形態別の割合(H24)

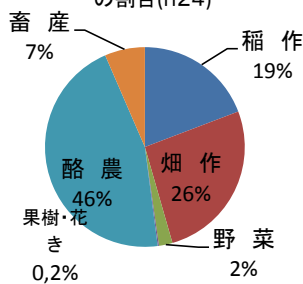
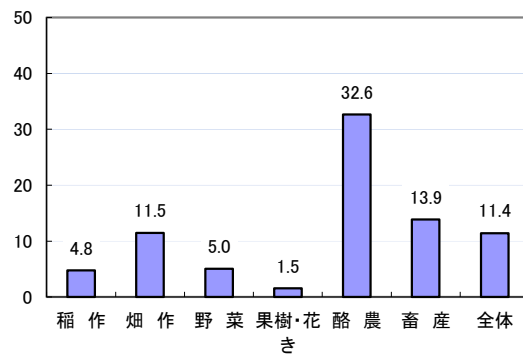


図3-4 経営形態別みた離農農家1戸当たり処分農地面積(H24)



(参考) 経営形態別離農戸数及び保有農地面積等の推移

(単位:戸、ha、%)

区分	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計	
離農戸数	H22	301	185	32	9	84	25	636
	23	352	220	34	8	108	17	739
	24	343	195	38	11	119	40	746
保有農地面積	H22	1,570.5	1,796.0	122.8	33.8	3,696.5	369.6	7,589.2
	23	1,863.0	2,414.6	133.0	38.2	4,376.4	465.8	9,291.0
	24	1,712.7	2,451.6	216.8	29.1	4,615.8	579.0	9,605.0
処分農地面積	H22	1,521.5	1,657.0	118.0	33.6	3,082.2	315.2	6,727.4
	23	1,802.7	2,346.2	118.3	38.0	3,462.3	166.0	7,933.4
	24	1,640.5	2,241.4	191.4	17.0	3,883.6	556.2	8,530.0

(離農農家の経営規模)

離農農家の65%は、10ha未満の経営規模

- 離農農家の経営規模は、保有農地面積10ha未満の階層が65%を占めている。
- 経営形態別には、稲作、野菜及び果樹・花きは10ha未満の階層が多いが、酪農では30ha以上の階層が多くなっている。

図3-5 経営規模別の離農戸数の割合の推移

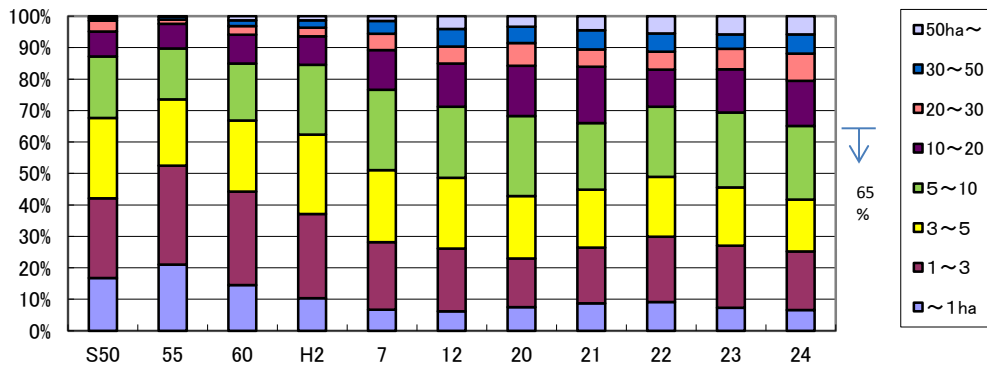
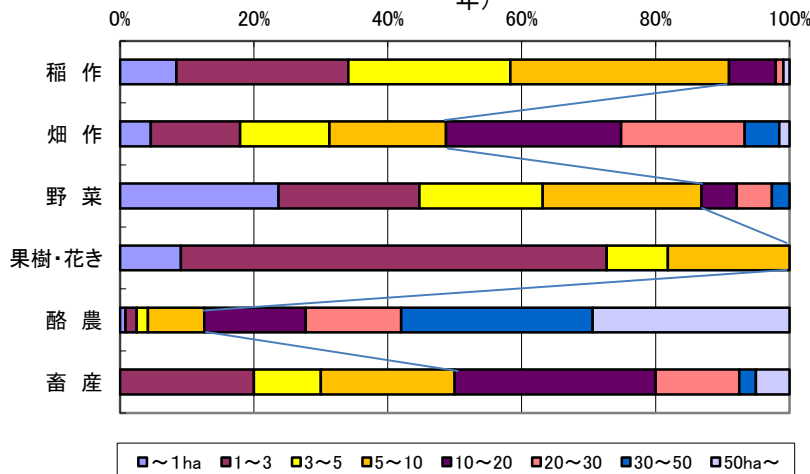


図3-6 経営形態別・経営規模別の離農戸数の割合(H24年)



4 離農農家の年齢

離農農家の76%は60歳以上で、このうち57%が65歳以上

- 離農農家を世帯主の年齢別に見ると、65歳以上が57%と最も多く、次いで60～64歳が19%と60歳以上で全体の76%を占めている。
- 65歳以上の割合を経営形態別に見ると、稲作が最も多く全体の72%、次いで野菜の68%となっているのに対し、酪農は19%と少なくなっている。
- 離農農家の世帯主の平均年齢は66.9歳と高齢化し、振興局別では、日高、石狩及び渡島が70歳以上となっている。一方、宗谷、根室及び釧路は60歳以下となっている。

表4 世帯主年齢別の離農戸数と年内農地処分面積

(単位:戸、ha、%)

	29歳未満	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上	合計
離農戸数	2 (0.3)	12 (1.6)	45 (6.0)	123 (16.5)	142 (19.0)	422 (56.6)	746 (100.0)
処分農地面積	15 (0.2)	185 (2.2)	883 (10.4)	2,171 (25.5)	2,160 (25.3)	3,117 (36.5)	8,530 (100.0)
同1戸当たり	7.5	15.4	19.6	17.6	15.2	7.4	11.4

図4-1 世帯主年齢別の離農戸数の割合(H24)

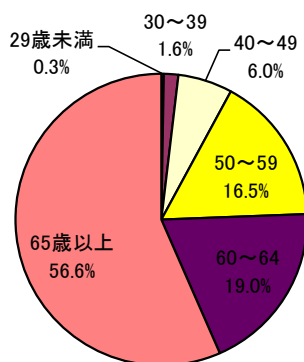


図4-2 世帯主の年齢別1戸当たり処分農地面積(H24)

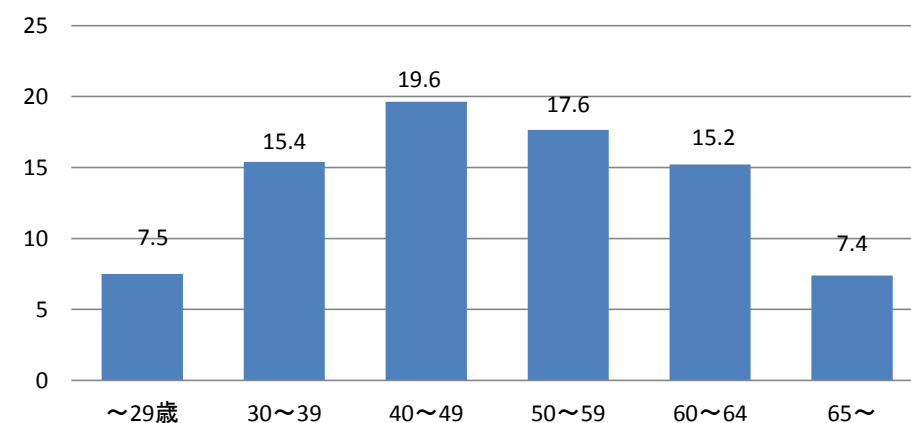
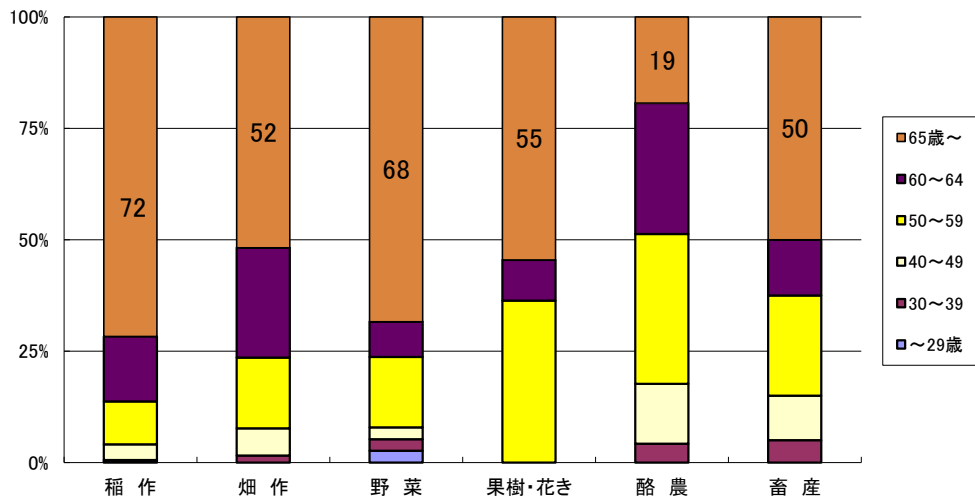


図4-3 経営形態別に見た離農農家の年齢分布(H24)



(歳) 図4-4 離農農家の世帯主の平均離農年齢の推移

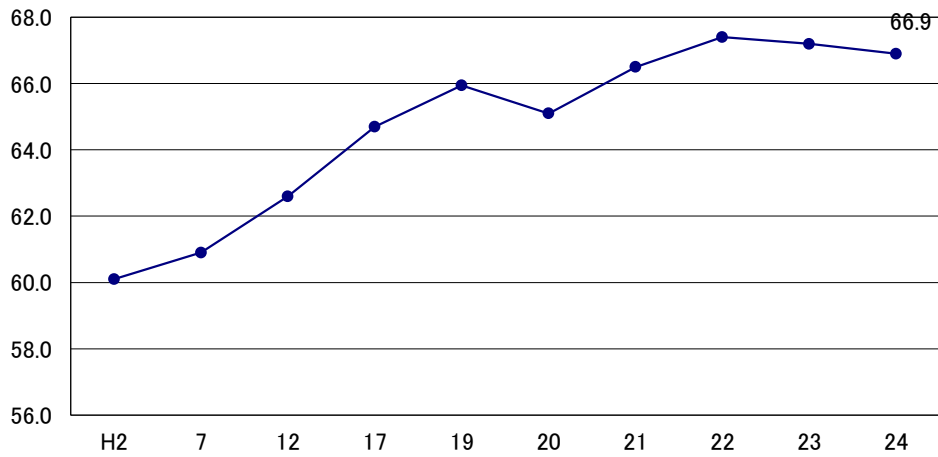


表5 経営類型別に見た世帯主の平均離農年齢の推移

(単位:歳)

区分	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	全体
H17	65.1	67.1	64.1	50.5	58	57.4	64.7
18	65.8	66.4	63.7	72.1	55.8	63.6	65.1
19	67.6	66.8	67.7	73.4	56.3	62.9	65.9
20	66.9	64.8	65.9	76.4	57.7	61.1	65.2
21	69.1	68.1	62.8	61.3	56.5	61.5	66.5
23	68.7	70.0	65.6	70.3	58.1	61.2	67.2
24	70.7	66.0	67.3	69.7	57.8	64.1	66.9

表6 振興局別に見た世帯主の平均離農年齢(H24)

(単位:歳)

振興局	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢
空知	68.4	日高	71.1	留萌	65.3	釧路	60.5
石狩	70.6	渡島	70.1	宗谷	56.6	根室	58.8
後志	67.5	檜山	67.4	オホーツク	61.4	総計	66.9
胆振	68.8	上川	70.5	十勝	63.0		

5 離農の理由

離農の理由は、後継者問題が多く49%、次いで、労働力不足の24%

- 離農理由は、後継者問題が最も多く49%、次いで労働力不足の24%となっている。
- 離農の理由を1戸当たりの処分面積で比較すると、負債問題が23haと最も多く、次いで将来不安が19haとなっている。
- 経営形態別には、稲作、畑作及び果樹・花きでは後継者問題が多いのに対し、野菜では労働不足が多くなっている。

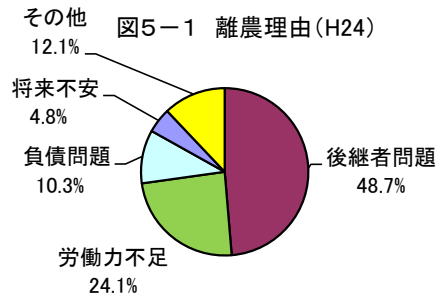
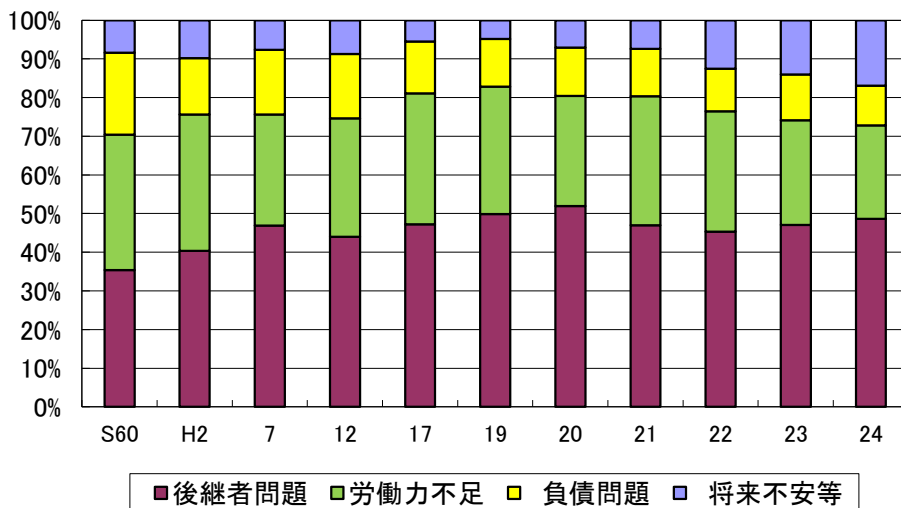


図5-2 離農理由別割合の推移



(ha) 図5-3 離農農家1戸当たり離農理由別処分農地面積(H24)

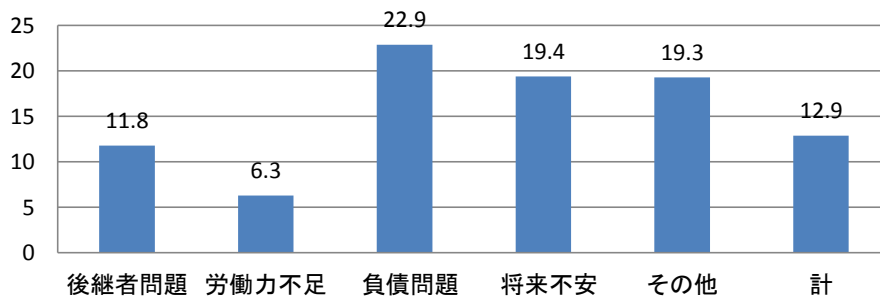
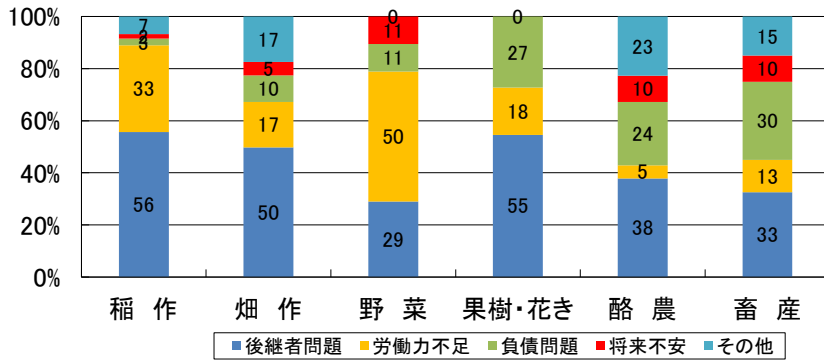


図5-4 経営形態別にみた離農理由の割合(H24)



6 農地の処分状況

離農農家の保有農地の89%は処分し、11%は未処分のまま保有。

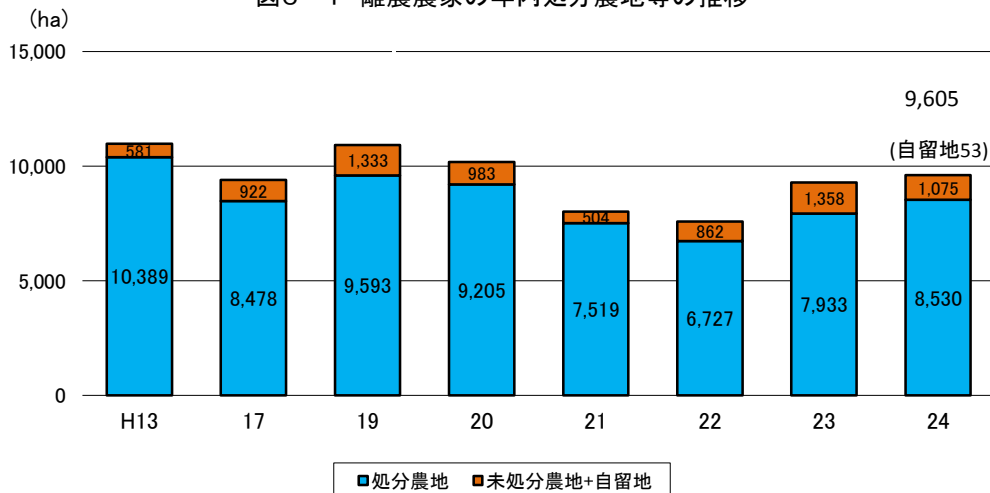
- 離農農家の保有農地の89%(8,530ha)は処分し、11%(1,022ha)は未処分のまま、0.5%(53ha)は自留地として保有されている。
- 離農農家を処分形態で見ると、全地処分農家が667戸(7,786ha)、一部処分農家は54戸(1,309ha)、全地未処分農家は25戸(510ha)となっている。

表7 農地の処分・未処分の状況(H24)

(単位:戸、ha、%)

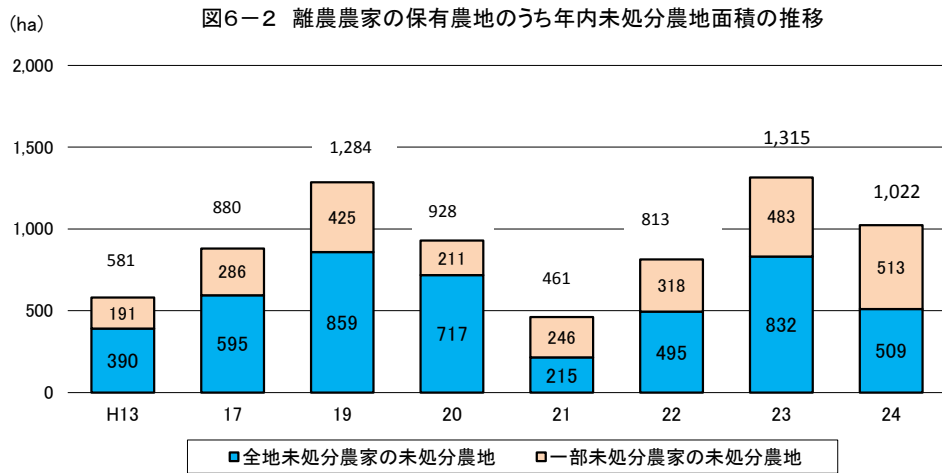
区分		保有農地	処分内訳			
			同割合	処分農地	未処分農地	自留地
全地処分農家	戸数	667	89.4	667		214
	面積	7,786	81.1	7,735		52
一部処分農家	戸数	54	7.2	54	54	3
	面積	1,309	13.6	795	513	1
全地未処分農家	戸数	25	3.4		25	
	面積	510	5.3		509	
計	戸数	746	100	721	79	217
	面積	9,605	100	8,530	1,022	53
	同割合	100		88.9	10.6	0.5

図6-1 離農農家の年内処分農地等の推移



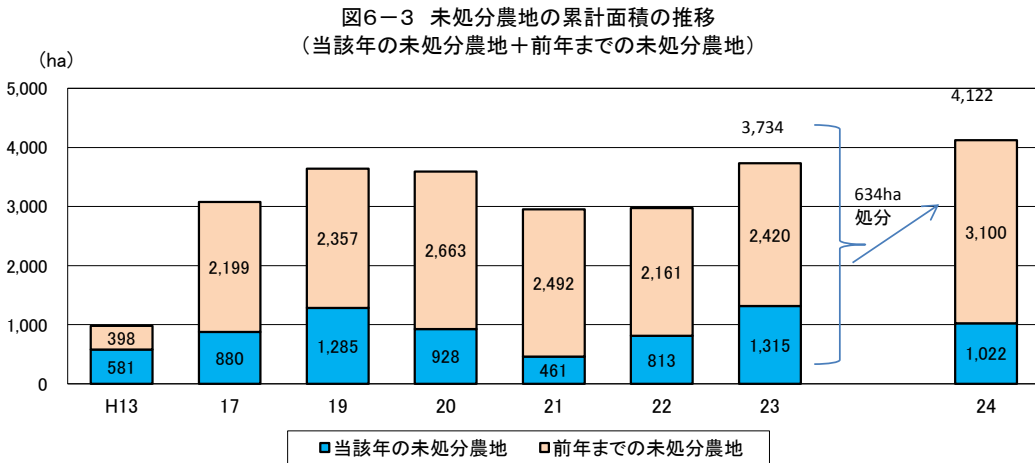
(年内未処分農地の状況)

- 離農農家の年内未処分農地面積は、前年より293ha減少し、1,022haとなっている。
- 年内未処分農地面積1,022haを全地未処分農家に係るものと、一部未処分農家に係るものとに区分すると、それぞれ509haと513haとなっている。



(過去の未処分農地を含めた累計未処分農地の状況)

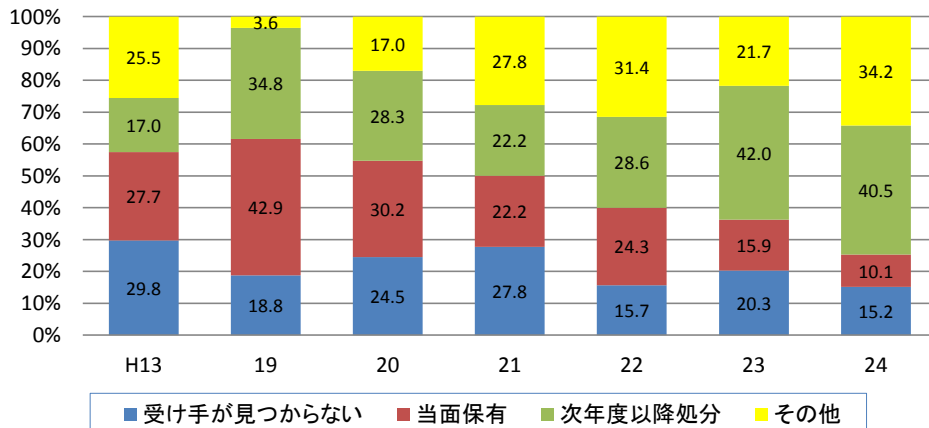
- 前年までの未処分農地の累計面積は、前年より634ha減少し(処分され)、3,100haとなったが、平成24年に新たに発生した未処分農地1,022haを加えると、24年の未処分農地の累計面積は前年より388ha増の4,122haとなっている。



(未処分の理由)

- 未処分の理由は、次年度以降処分とする者が多く全体の41%、次いで、その他が34%、受け手が見つからないが15%、当面保有が10%となっている。

図6-4 未処分の理由の推移



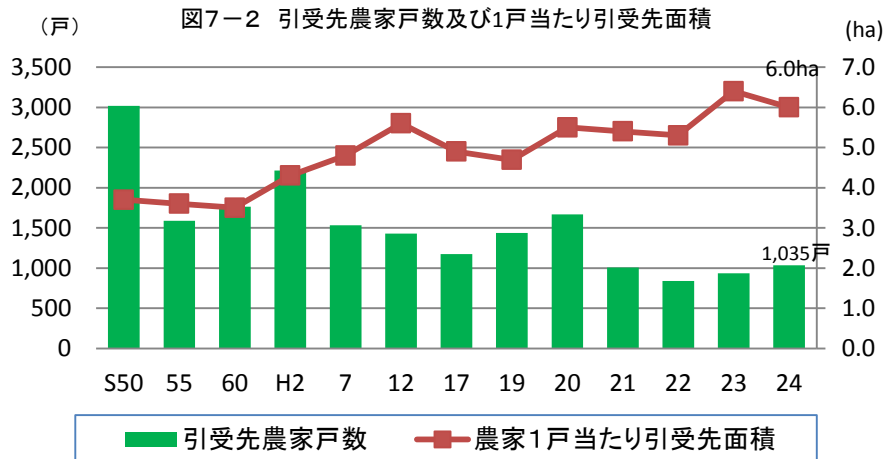
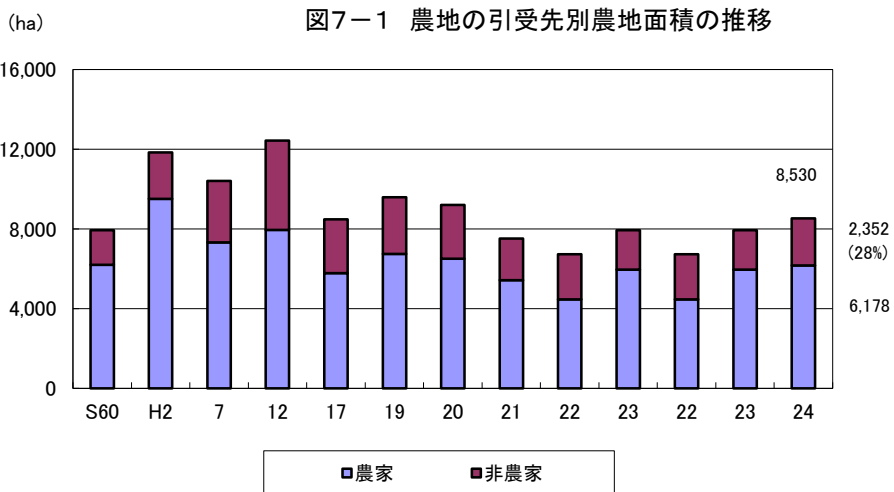
7 処分農地の引受先

処分農地面積の72%は、引受先の85%を占める農家に引受

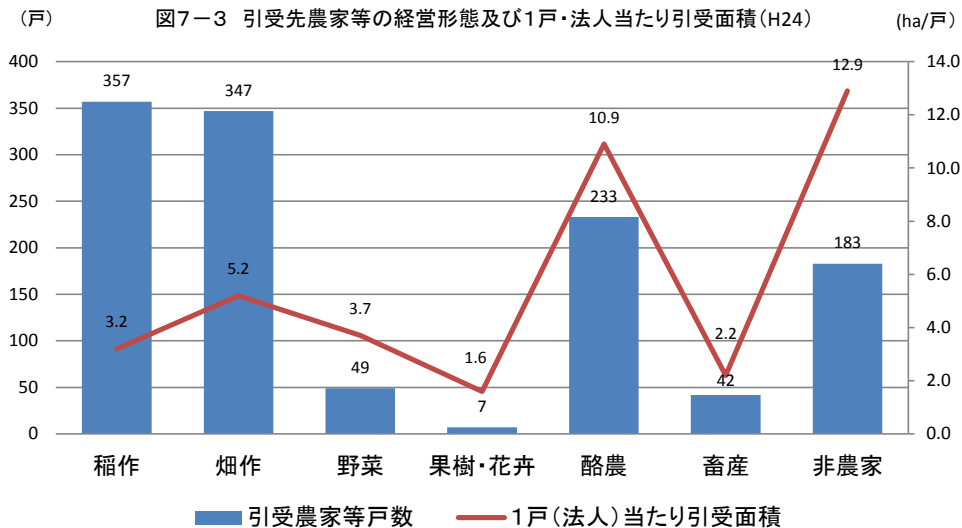
- 保有農地面積9,605haのうち、年内処分農地面積8,530haは、1,035戸の農家に6,178ha、183戸の非農家に2,352haが引受られている。
- 離農農家1戸当たりで見ると、その引受先は1.4戸の農家に8.3ha、0.2戸の非農家に3.2haが引受られたことになる。

表8 処分農地の引受先(H24)

引 受 先		戸 数	面 積	面積／戸
農 家	農 家 個 人	889	4,963.7	5.6
	農 業 生 産 法 人	146	1,214.5	8.3
	小 計	1,035	6,178.2	6.0
	構 成 比	85.0%	72.4%	
	離農農家1戸当たり引受先農家戸数(面積)	1.4	8.3	
非 農 家	農地保有合理化法人等	159	2,294.6	14.4
	その他法人・一般個人	24	57.2	2.4
	小 計	183	2,351.8	12.9
	構 成 比	15.0%	27.6%	
	離農農家1戸当たり引受先戸数(面積)	0.2	3.2	
合 計	計	1,218	8,530.0	7.0
	離農農家1戸当たり引受先戸数(面積)	1.6	11.4	



- 引受農家の経営形態は、稲作が最も多く357戸、次いで畑作の347戸となっている。1戸当たりの引受面積では、酪農が10.9haと大きく、果樹・花卉は1.6haと小さい。
- これに対し非農家(183戸)は、農地保有合理化法人が主体のため、1戸当たり面積ha12.9haと大きい。



(農家への引受状況－個人・法人別)

農地の80%は個人農家に引き受け

- 農家に処分された農地面積(6,178ha)の80%は個人農家に、20%は農業生産法人に引受されている。
- 経営形態別では、野菜、畑作、稲作及び酪農で個人農家の割合が大きくなっている。
- 振興局別には、渡島及び日高では農業生産法人の割合が多いが、その他の振興局は個人農家が多くなっている。

図7-4 農家に処分された農地面積の個人・法人別推移

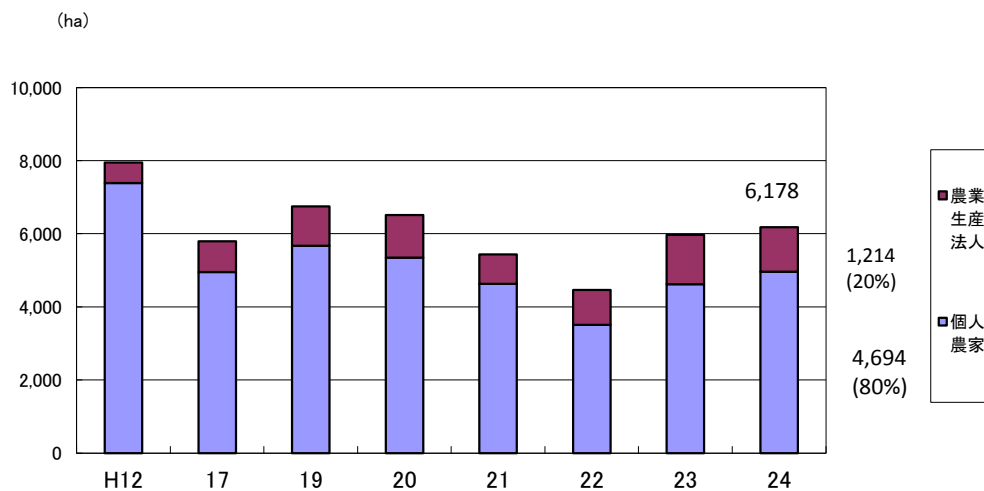


図7-5 引受農家の個人・農業生産法人別内訳(H24)

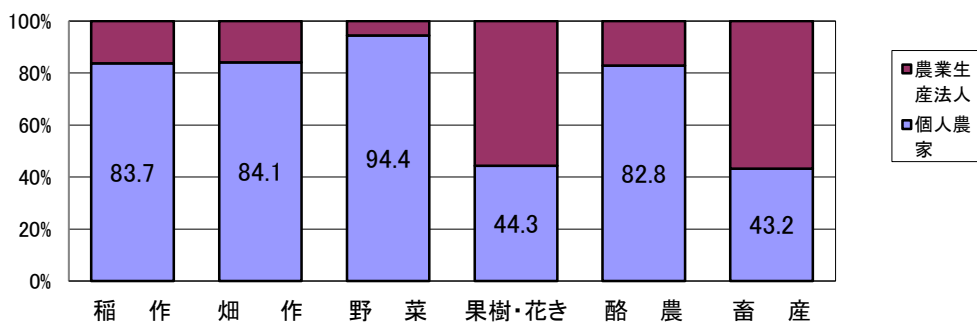
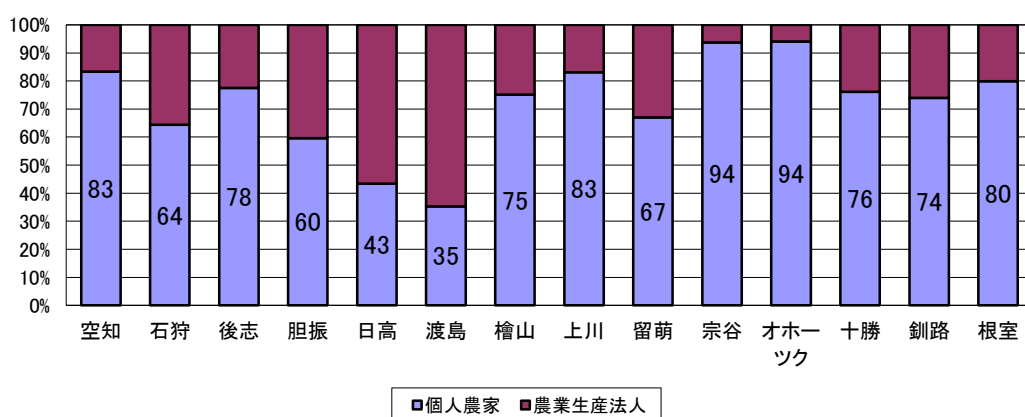


図7-6 振興局別にみた引受農家の個人・農業生産法人別内訳(H24)



(農家への引受状況－認定農業者・一般農家別)

農家に引受された農地面積の92%は認定農業者に引受

- 処分農地のうち農家に引受された農地面積を認定農業者、一般農家別に分類すると、認定農業者が92%(5,700ha)、一般農家が8%(478ha)となっている。
- 引受農家を経営形態別にみると、稲作、畑作、野菜及び酪農はその90%以上が認定農業者であるのに対し、果樹・花きは56%、畜産は73%にとどまっている。

図7-7 農家に処分された農地面積の認定農業者・一般農家別の推移

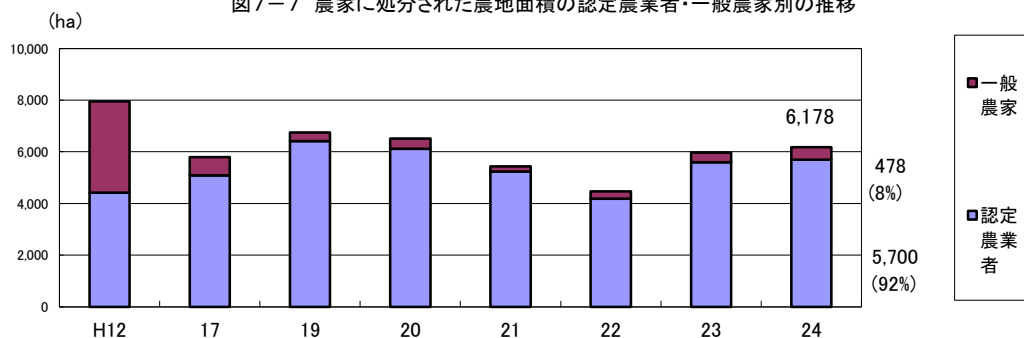
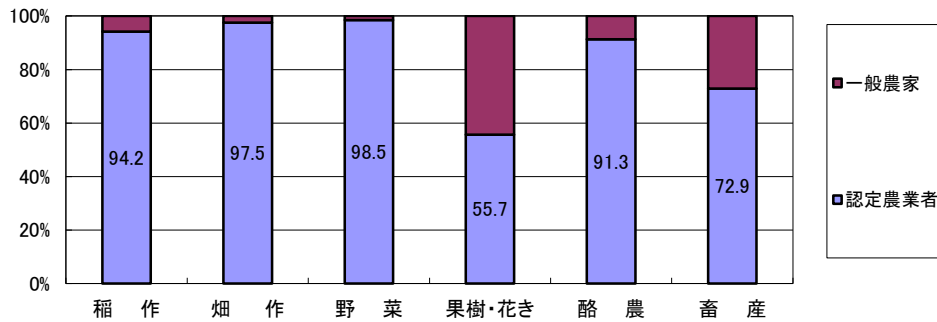


図7-8 引受農地面積の経営形態別にみた認定農業者、一般農家別の割合（H24）

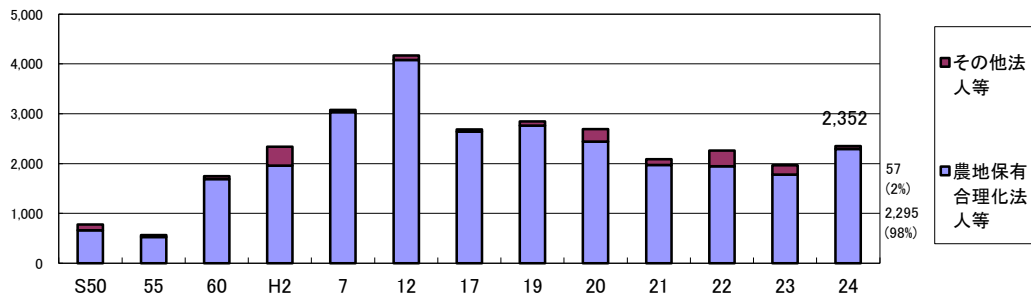


（非農家への引受状況）

非農家に引受された農地面積の98%は、農地保有合理化法人等

- 処分農地のうち非農家に引受された農地面積の98%（2,295ha）は、農地保有合理化法人（一部、農地利用集積円滑化団体を含む。）となっている。

図7-9 非農家に引受された農地面積の引受先



（農地の引受先箇所数）

農地の引受先は、66%が1箇所

- 農地の全部又は一部を離農年内に処分した離農農家の引受先箇所数は、1か所が最も多く、全体の66%を占めている。
- 経営形態別にみると、畑作及び酪農は1箇所と2箇所以上の割合がほぼ半々であるのに対し、他の経営形態は1箇所の割合が多い。

- 経営規模別にみると、10ha未満と50ha以上では1箇所の割合が多く、10～50haでは、2箇所以上が多くなっている。

図7-10 離農農家の引受先別箇所数の割合(H24)

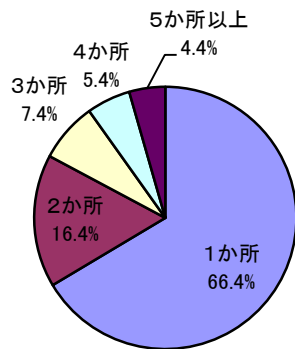


図7-11 経営形態別にみた引受箇所数(H24)

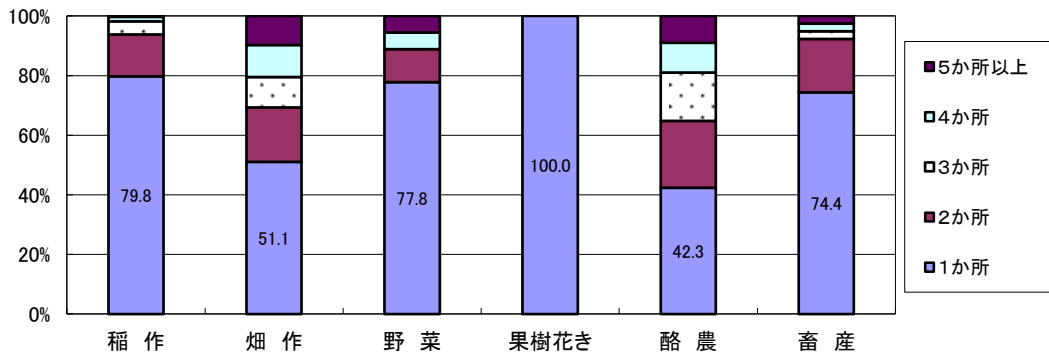
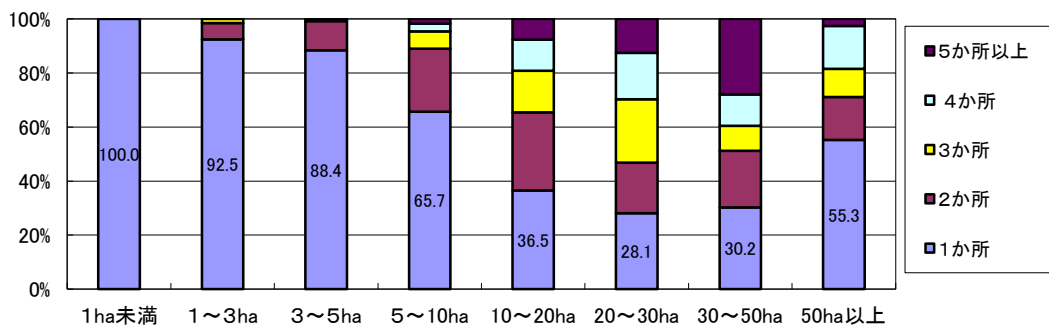


図7-12 経営規模別にみた引受箇所数(H24)



8 処分農地の適用法令別及び権利の種類別処分形態

農地の処分形態は、所有権移転が54%、賃借権の設定等が46%

- 農地の処分形態は、適用法令別にみると、処分農地面積のうち農地法第3条によるものが1,477ha(18%)、農業経営基盤強化法によるものが6,916ha(82%)となっている。
- 一方、権利の種類別にみると、所有権の移転が4,545ha(54%)、賃借権の設定等が3,848ha(46%)となっている。
- 振興局別では、釧路、渡島、根室及び日高などでは所有権移転の割合が多く、十勝、オホーツク、檜山及び石狩などでは、賃借権の設定等の割合が多くなっている。

表9 適用法令別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	農地法3条	基盤強化法	計
S60	1,984.6	5,935.9	7,920.5
H2	1,535.3	10,277.6	11,812.9
7	777.9	9,616.9	10,394.8
12	830.1	11,427.3	12,257.4
17	506.7	7,734.2	8,240.9
19	391.7	8,940.5	9,332.2
20	371.7	8,429.5	8,801.2
21	635.4	6,733.5	7,368.9
22	786.0	5,712.3	6,498.3
23	1,072.2	6,591.1	7,663.3
24	1,476.6	6,916.0	8,392.6
同割合	17.6	82.4	100.0

(注) 農地法4条、5条、18条及びその他を除く

表10 権利の種類別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	所有権の移転	賃借権の設定等	計
S60	6,136.9	1,783.6	7,920.5
H2	6,773.5	5,039.4	11,812.9
7	5,686.0	4,708.8	10,394.8
12	6,800.2	5,457.2	12,257.4
17	4,169.0	4,071.9	8,240.9
19	4,729.0	4,603.2	9,332.2
20	4,471.8	4,329.4	8,801.2
21	3,985.6	3,383.3	7,368.9
22	3,719.3	2,779.0	6,498.3
23	3,907.7	3,755.6	7,663.3
24	4,544.9	3,847.8	8,392.6
同割合	54.2	45.8	100.0

表11 適用法令別・権利の種類別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	農 地 法				基 盤 強 化 法		その他	計
	3 条		4・5条	18条	所有権の移転	賃借権の設定等		
	所有権の移転	賃借権の設定等						
S60	1,659.4	325.2	5.5	13.6	4,477.5	1,458.4	-	7,939.6
H2	1,267.7	267.6	16.7	20.7	5,505.8	4,771.8	-	11,850.3
7	484.2	293.7	19.1	0.0	5,201.8	4,415.1	-	10,413.9
12	606.0	224.1	3.0	171.9	6,194.2	5,233.1	-	12,432.3
17	276.8	229.9	2.4	173.1	3,892.2	3,842.0	61.6	8,478.0
19	215.8	175.9	3.5	196.09	4,513.2	4,427.3	61.6	9,593.4
20	258.4	113.3	28.3	357.8	4,213.4	4,216.1	9.4	9,196.7
21	426.7	208.7	1.6	98.8	3,558.9	3,174.6	50.1	7,519.4
22	369.4	416.6	1.0	159.5	3,349.9	2,362.4	40.5	6,699.3
23	301.1	771.1	2.2	233.8	3,606.6	2,984.5	34.1	7,933.4
24	690.8	785.8	1.5	135.6	3,854.1	3,061.9	0.3	8,530.0
H24割合	8.1	9.2	0.0	1.6	45.2	35.9	0.0	100.0
H24-23	389.7	14.7	▲ 0.7	▲ 98.2	247.5	77.4	▲ 33.8	596.6
H24/23	229.4	101.9	69.5	58.0	106.9	102.6	0.9	107.5

(注) その他は、交換合弁によるもの、道路用地に買収されたもの、基盤強化法の委託、その他の使用収益に係わるものなどである。

図8-1 適用法令別処分農地面積の推移

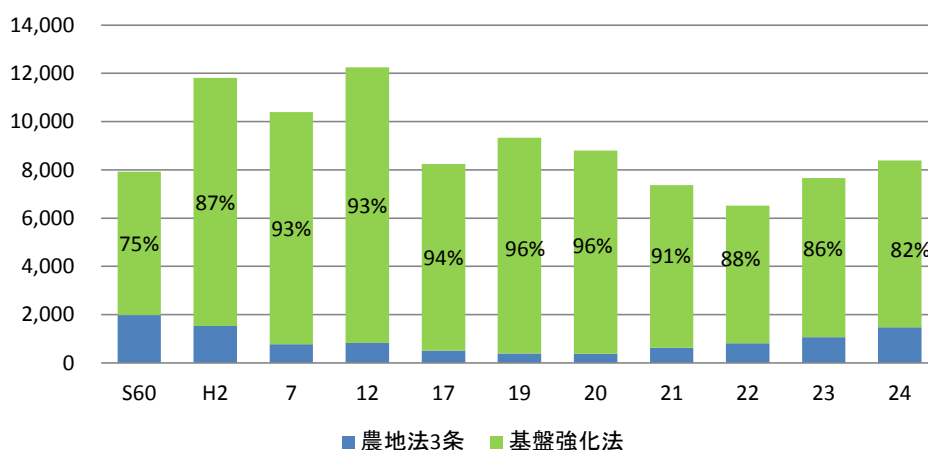


図8-2 権利の種類別処分農地面積割合の推移

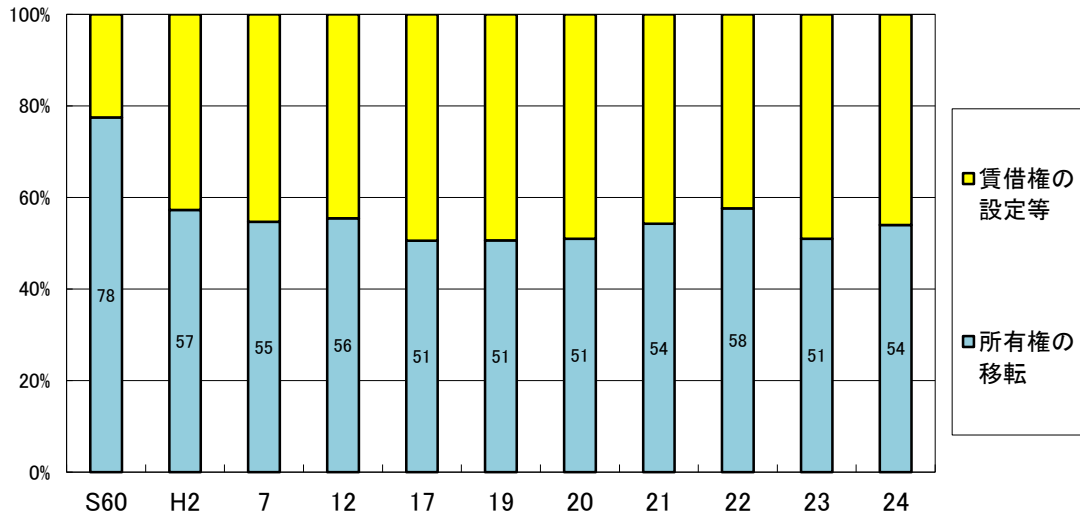


図8-3 振興局別に見た権利の種類別処分農地面積割合(H24)

